

桑名市介護保険特別給付について



本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではの
たくさんの“本物”を見つけ出し、
磨き上げ、より素晴らしいものにしていく
力を「本物力」と名付けました。

木曾三川が流れ込む桑名を
桑名城の形状であった扇の要と見立てた
イメージ等を桑名のイニシャルである
「K」のマークで表現しました。

平成30年3月16日
桑名市役所 介護高齢課

1. 市町村特別給付とは
2. おむつ購入費
3. 訪問理美容サービス費
4. 通院等乗降介助サービス費
5. ぐらしいいきいき教室事業費
6. いきいき訪問事業費
7. 栄養いきいき訪問事業費

市町村特別給付とは

介護給付・予防給付の他に、要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は、要介護状態となることの予防に資する介護給付として市町村が条例で定める給付。

介護給付、予防給付に対して「横だしサービス」と言われます。

- 特別給付については、法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められるところです。

特別給付の活用

- 要介護から要支援へ、あるいは、要支援から要介護への移行に対応するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な内容の「短期集中予防サービス」を介護保険特別給付として活用できます。



介護保険特別給付 おむつ購入費

対象者	在宅(※1)の要介護4・5の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出 ※認定調査票、主治医意見書等の資料により妥当性を審査
支給額の上限	5,400円／月
利用者負担	1割負担 (薬局等にて1割分を現金で支払う)
備考	<p>○一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員で登録された事業者でのみ使用することができる</p> <p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <ul style="list-style-type: none">①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。

介護保険特別給付 訪問理美容サービス費

対象者	在宅(※1)の要介護4・5の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出
単 価	5,000円／回
利用者負担	2,500円／回(単価の5割負担)
備 考	<p>○ 三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員で登録された事業者のみで使用できる。</p> <p>○ サービス提供を受ける際は、必ず介護者が付き添うこと。</p> <p>○ <u>※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</u></p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム</p> <p>②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、共同生活援助又は施設。</p>

介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(1)

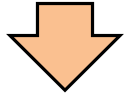
サービス内容	訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービス
趣 旨	自力で安全に通院することができない要支援認定者に対し、訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービスを短期間提供することで、要支援状態等の悪化の防止、退院後の在宅復帰を支援する。
対象者	次に掲げる場合における在宅(※2)の要支援認定者 ① 30日以上入院後、退院してから3ヶ月以内に、居宅から病院受診する場合(新規の要支援認定申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る) ② 要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合(要介護者の更新申請に限る)
備 考	○ <u>※2とは下記の施設の利用がない状態のこと</u> ①介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 ②(看護)小規模多機能型居宅介護、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型含む) ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設

介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(2)

利用期間	3ヶ月以内(ただし、サービス利用開始時の要支援認定の有効期間を超えてサービスを利用することはできない。)
サービス利用	担当介護支援専門員より介護高齢課へ理由書に利用者基本情報、アセスメント等を添付して提出
単 価	片道1回 1,010円 (介護給付の通院等乗降介助を準用)
利用者負担	単価の3割負担+実費
利用限度額	8,080円/月(週2回を限度)※片道を1回とする
サービス提供事業者	訪問介護を行う事業所として、法第70条の規定により指定居宅サービス事業者として指定された者のうち、通院等乗降介助に係る届出を行った事業者

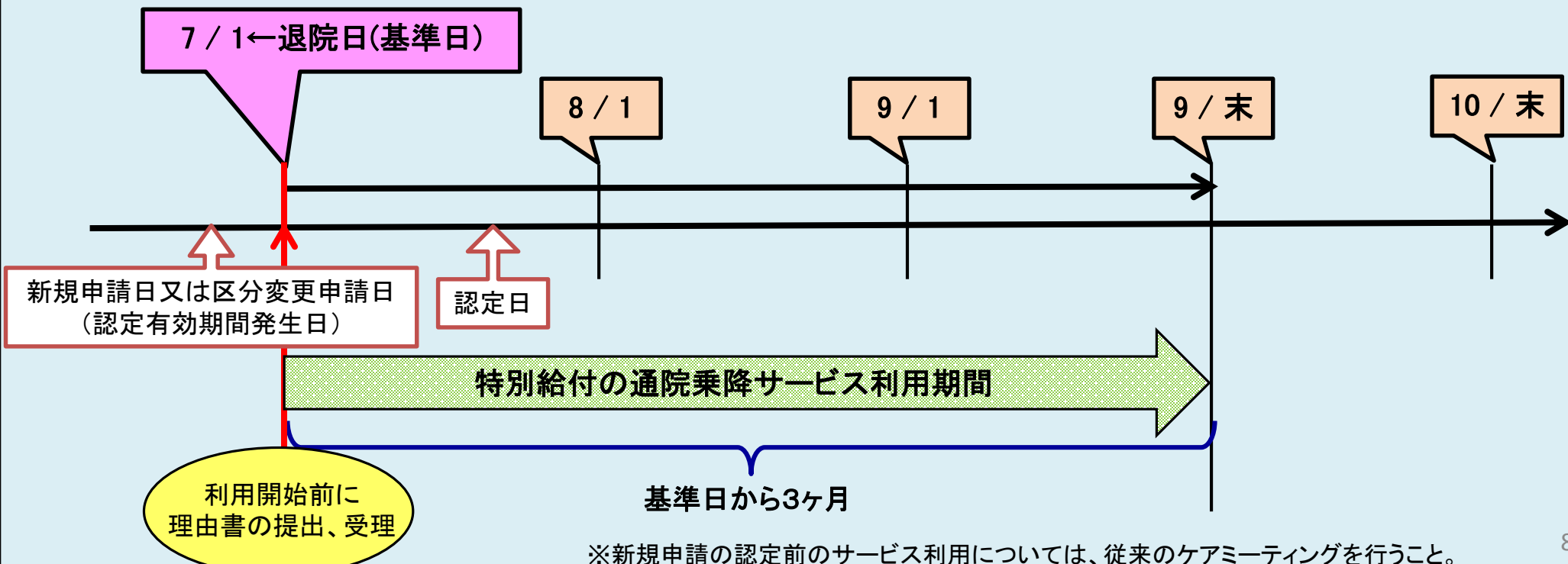
介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(3)

- ① 30日以上入院後、退院してから3ヶ月以内で、居宅から病院受診するとき。
※ 支給対象は、①その通院が日常生活上必要 ②要支援認定者の身体の状態等から通院のための介助が必要、の2点を満たす場合とする。
※ 新規の要支援認定申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る。



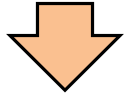
退院日から3ヶ月以内。ただし、退院日が当該月の15日以降の場合は、当該月を1月としない。

【パターン1】7月1日に退院したとき(退院前^にに要介護(要支援)認定申請の場合)



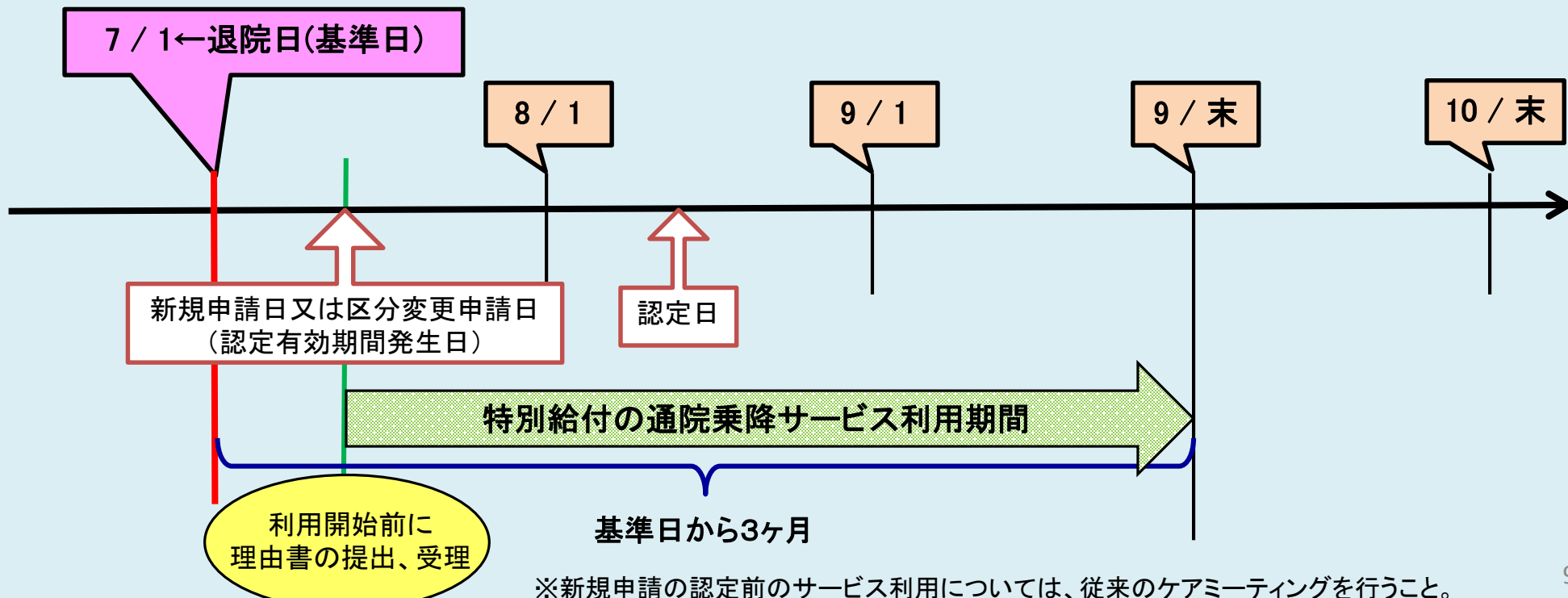
介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(4)

- ① 30日以上入院後、退院してから3ヶ月以内で、居宅から病院受診するとき。
※ 支給対象は、①その通院が日常生活上必要 ②要支援認定者の身体の状態等から通院のための介助が必要、の2点を満たす場合とする。
※ 新規の要支援認定申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る。



退院日から3ヶ月以内。ただし、退院日が当該月の15日以降の場合は、当該月を1月としない。

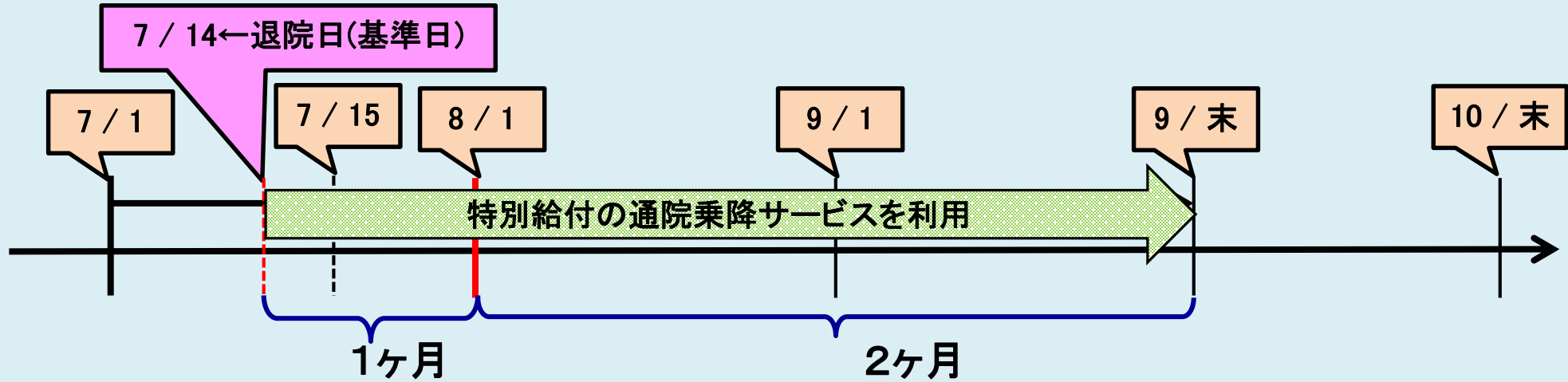
【パターン2】7月1日に退院したとき(退院後に要介護(要支援)認定申請の場合)



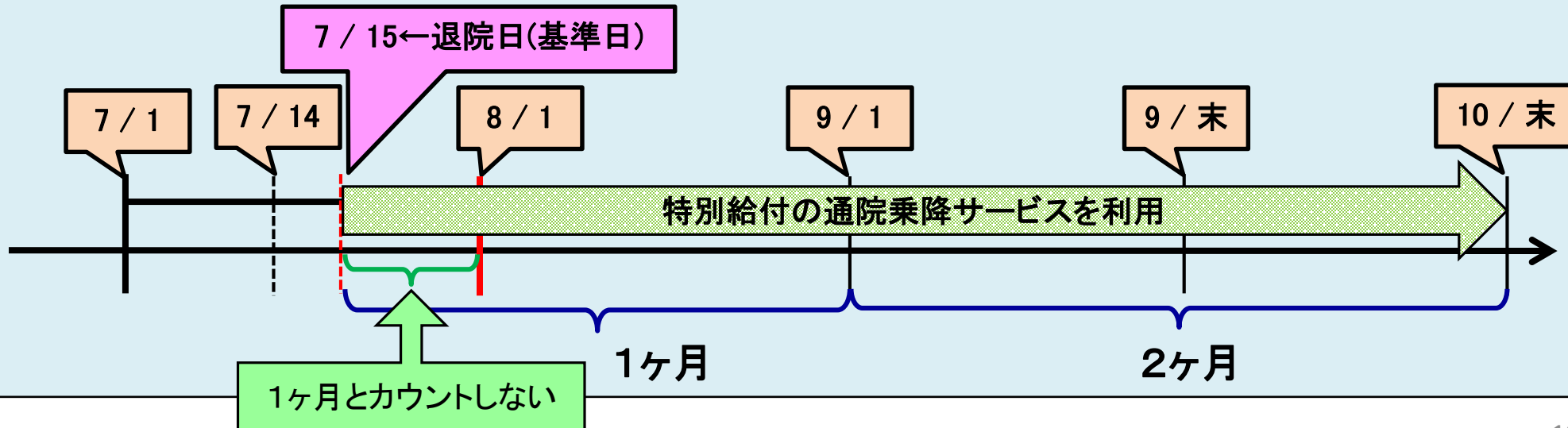
介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(5)

①<3ヶ月の考え方>

【パターン3】7月14日に退院したとき



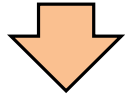
【パターン4】7月15日に退院したとき



介護保険特別給付 通院等乗降介助サービス費(6)

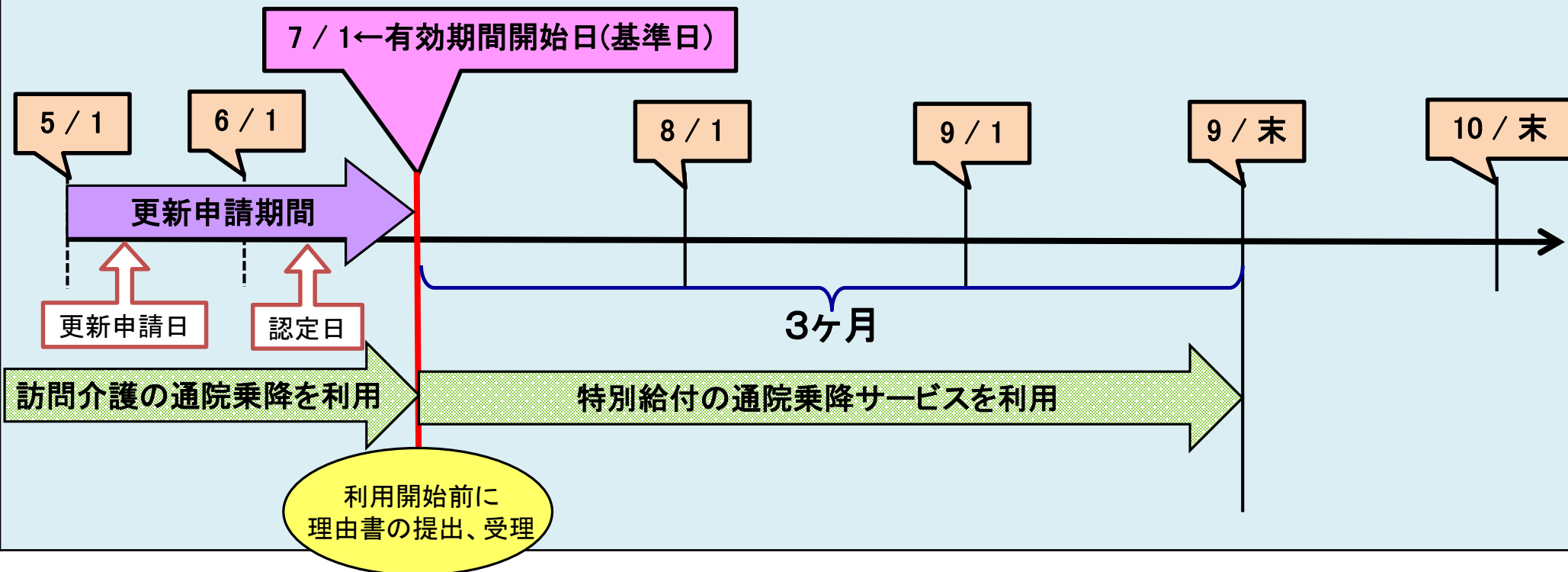
② 要介護認定更新申請の結果、要介護から要支援状態区分になり、介護保険制度における通院等乗降介助を利用できなくなったとき。

※ 要介護者の更新申請に限る。



変更後の要支援認定の有効期間開始日から3ヶ月以内。

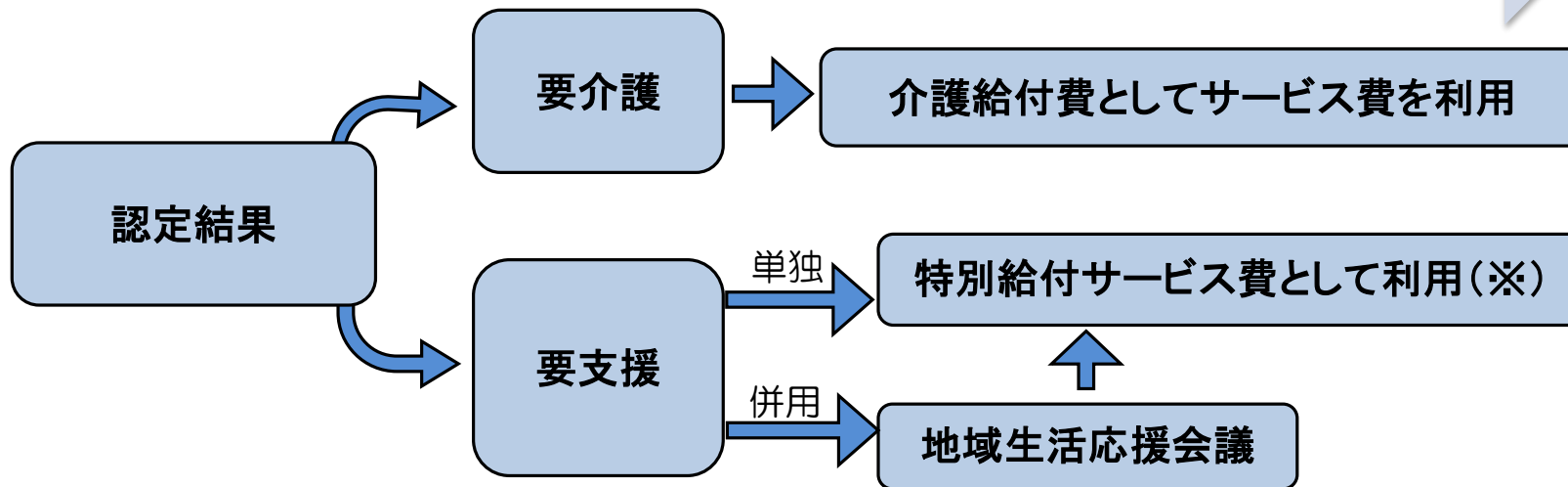
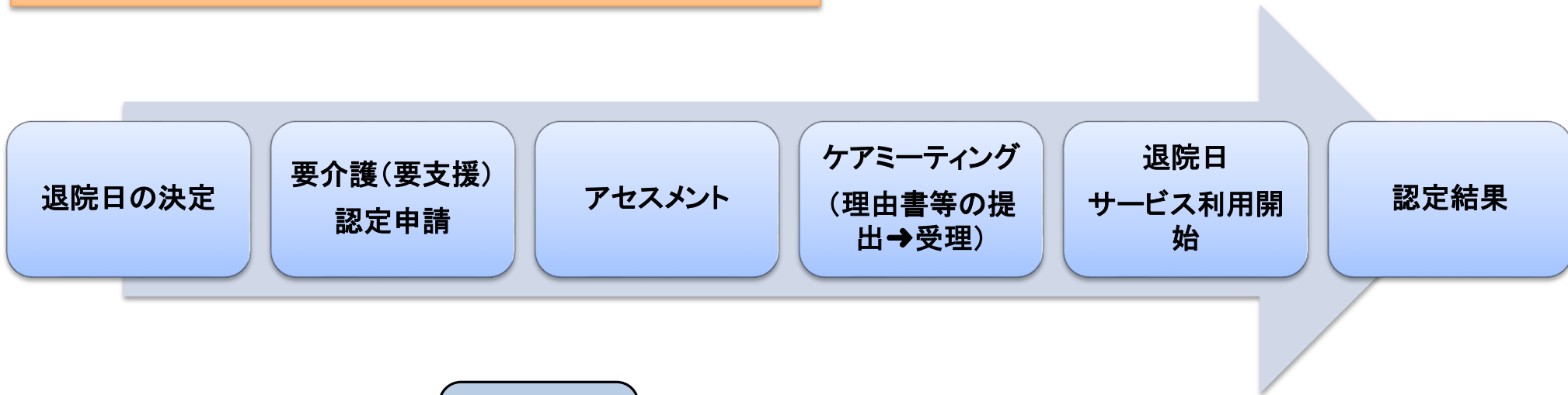
【要支援認定の有効期間開始日が7月1日】



【参考】退院に向けて新規申請をする場合

手続きの流れ

※退院日より認定結果が遅くなる場合



※他のサービスと併用される場合は、そのサービスに対応するケアマネジメントを行います。

介護保険特別給付 ぐらしいきいき教室事業

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	A型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『ぐらしいきいき教室』準用
備 考	<p>○<u>※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</u></p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

介護保険特別給付 いきいき訪問事業

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	B型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『いきいき訪問』準用
備 考	<p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

介護保険特別給付 栄養いきいき訪問事業

サービス内容	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
対象者	在宅(※1)の要介護1～5の認定者
サービス利用	B型地域生活応援会議が必要
単 価	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
利用者負担	介護予防・日常生活支援総合事業『栄養いきいき訪問』準用
備 考	<p>○<u>※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</u></p> <p>①介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、グループホーム、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)</p> <p>②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)に基づく、共同生活援助又は施設</p>

桑名市介護保険特別給付 ※生活保護受給者は利用できません

サービス種類	サービス内容	利用対象者 (2号被保険者を含む)
おむつ購入	<ul style="list-style-type: none"> ・月額6,000円のおむつ補助券を支給 ・利用者負担:1割 	在宅の要介護4、5の方 (※1)
訪問理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・1年に5,000円の理美容券3枚を上限に支給 ・利用者負担:5割 	在宅の要介護4、5の方 (※1)
通院等乗降介助サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後の在宅復帰を支援するための通院の介助 ・要介護状態時に通院等乗降介助を利用していた方が要支援に認定変更となった場合の経過措置 ・利用者負担:3割 + 実費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請、介護申請で要支援1、2と認定された退院後の方 ・要介護から要支援に認定変更になった方 (※2)
くらしいきいき教室	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業に準ずる ・利用者負担:1割 + 実費 	在宅の要介護1～5の方 (※1)
いきいき訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業に準ずる ・利用者負担:1割 + 実費 	在宅の要介護1～5の方 (※1)
栄養いきいき訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士による訪問栄養食事指導を提供 ・三重県栄養士会地域活動協議会桑名支部に委託 ・利用者負担:1割 	在宅の要介護1～5の方 (※1)

桑名市介護保険特別給付 ※生活保護受給者は利用できません

サービス種類	利用手続き	地域生活 応援会議	請求様式	請求先	ケアマネジメント (ケアマネジメント費)
おむつ購入	利用者又は介護支援専門員等より申請書を提出	不要	おむつ購入費支給申請書	市	不要
訪問理美容サービス	利用者又は介護支援専門員等より申請書を提出	不要	訪問理美容サービス費支給申請書	市	不要
通院等乗降介助サービス	介護支援専門員等より「特別給付(通院等乗降介助)が必要な理由書」等を提出	不要	介護保険特別給付通院等乗降介助サービス費請求書 + 明細書	市	「サービス事業利用管理票」注) ※単独利用の際「介護保険特別給付通院等乗降介助サービス利用理由書作成手数料請求書」1,500円
くらしいきいき教室	地域生活応援会議による	A型	介護保険特別給付サービス費請求書	市	「サービス事業利用管理票」注) ※単独利用の際「介護保険特別給付ケアマネジメント費請求書」単価 10,857円 初回加算 3,126円
いきいき訪問	地域生活応援会議による	B型	介護保険特別給付サービス費請求書	市	「サービス事業利用管理票」注) ※単独利用の際「介護保険特別給付ケアマネジメント費請求書」単価 5,428円 初回加算 3,126円
栄養いきいき訪問	地域生活応援会議による	B型	介護保険特別給付栄養いきいき訪問事業委託料請求書	市	「サービス事業利用管理票」注) ※単独利用の際「介護保険特別給付ケアマネジメント費請求書」単価 5,428円 初回加算 3,126円

注)介護保険特別給付用の様式

【参考】 桑名市介護保険特別給付 利用可否 早見表

		おむつ	訪問理美容	通院乗降	いきいき系 (くらし、いきいき訪、 栄養)
1号被保険者 (65歳以上)	要介護認定者	○ (※1)	○ (※1)	×	○
	要支援認定者	×	×	○ (※2)	× (※3)
	チェックリスト 該当者	×	×	×	× (※3)
2号被保険者 (40歳から64歳 かつ特定疾病)	要介護認定者	○ (※1)	○ (※1)	×	○
	要支援認定者	×	×	○ (※2)	× (※3)
	チェックリスト 該当者	※2号被保険者は、申請により要介護認定を受けなければ介護サービスを利用できないため、チェックリストは使用しません。			

○・・・利用できます。 ×・・・利用できません。

※・・・生活保護を受給している方は、特別給付を利用できません。

※1・・・要介護4または5の在宅生活者に限る。

※2・・・要介護状態から要支援状態に改善した場合等、サービス利用に際し条件があります。

※3・・・同様のサービスが「総合事業」にあります。

【参考】介護サービス利用可否 早見表

		介護給付	予防給付	総合事業	特別給付
1号被保険者 (65歳以上)	要介護認定者	○	×	×	P18参照
	要支援認定者	×	○	○	
	チェックリスト該当者	×	×	○	
2号被保険者 (40歳から64歳 かつ特定疾病)	要介護認定者	○	×	×	
	要支援認定者	×	○	○	
	チェックリスト該当者	※2号被保険者は、申請により要介護認定を受けなければ介護サービスを利用できないため、チェックリストは使用しません。			

○・・・利用できます。 ×・・・利用できません。

「地域包括ケアシステム」の構築は、
「全員参加型」で2025年のみならず2040年も
見すえての「地域支え合い体制づくり」が重要です。

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市 イメージキャラクター 「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曾三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。